

# 北海道教育委員会 公報

令和7年(2025年)  
3月31日(月曜日)

第6332号

## 目次

教育委員会規則	
○北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則	8
○北海道教育職員免許状再授与審査会規則	10
教育委員会訓令	
○北海道教育庁考査監設置規程を廃止する教育委員会訓令	10
共同訓令(北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令)	
○消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令	11
教育長訓令	
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令	11
告示	
○令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について	12

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第5号)

- 趣旨  
北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
  - 北海道教育庁の本庁及び出先機関の組織に関し、次のとおり改めることとした(第1条関係)。
    - 教育政策課に設置していた組織力向上推進室を廃止し、総務課に新たに組織・内部統制室を設置することとした。
    - 高校教育課に新たに高校改革推進室を設置することとした。
    - 関係する課の所掌事務を整理することとした。
    - 本庁及び教育局に置かれる職員の職を整備することとした。
  - 北海道立教育研究所に置かれる職員の職を整備することとした(第2条関係)。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、令和7年4月1日から施行することとした(附則関係)。

#### ◆北海道教育職員免許状再授与審査会規則(教育委員会規則第6号)

- 趣旨  
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)が制定され、法の趣旨としては、特定免許状失効者等(児童生徒性暴力等を理由に教育職員免許状が失効又は取上げとなった者)が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないことであり、免許状の再授与の審査に当たっては、都道府県教育委員会に設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められるとされたことに伴い、法の規定に基づき審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
  - 審査会は、委員5人以内で組織することとした(第2条関係)。
  - 委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者その他北海道教育委員会が適当と認める者のうちから任命することとした(第2条関係)。
  - 審査会の会議は、会長が招集し、非公開で行うこととした(第3条関係)。
  - 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした(第4条関係)。
  - 審査会の庶務は、教職員局教職員課において処理することとした(第5条関係)。
  - この教育委員会規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした(第6条関係)。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

### 北海道教育委員会規則第5号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則

(北海道教育庁組織規則の一部改正)

**第1条** 北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「分課」を「分課等」に改め、同条第2項中「教育政策課」を「総務課」に、「組織力向上推進室」を「組織・内部統制室」に改める。

第12条第1項第5号中「(教育政策課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第10号中「道立学校」を「所管行政」に改め、「(他の本庁の課(以下「他課」という。)の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 行政改革に関すること(他の本庁の課(以下「他課」という。)の所掌に属するものを除く。)

第12条第2項の次に次の1項を加える。

3 総務課組織・内部統制室においては、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

(1) 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。

(2) 所管行政の事務能率の増進に関すること。

(3) 行政改革に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

第14条第1項第10号及び第11号を削り、同条第2項を削る。

第18条の見出し中「分課」を「分課等」に改め、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 高校教育課に高校改革推進室を置く。

第19条第1項第4号ア中「第5号、第8号及び第21号」を「第5号及び第8号」に改め、同条第2項中「担当課長は」を「高校改革推進室においては」に改め、同項に次の2号を加える。

(8) 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(9) 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。

第28条第1項第3号中「以下この条において同じ。」を削り、同条第2項を削る。

第37条第1項第1号の表中

課 課に置くセン ター	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事	を
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務に従事する。		
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専 門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員	

課 課に置くセン ター	教育専門 員	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理するとと もに、指導主事等の育成等に関する事務 に従事する。	指導主事	に
	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理する。		
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、		

		学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専 門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

改め、同項第2号の表中

教育支援課	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専 門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

を

教育支援課	教育専門 員	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理するとと もに、指導主事等の育成等に関する事務 に従事する。	指導主事
	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理する。	
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専 門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

に

改め、同項第3号の表中

教育支援課	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専 門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

を

教育支援課	教育専門 員	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理するとと もに、指導主事等の育成等に関する事務 に従事する。	指導主事
	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務を処理する。	
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、 学習指導その他学校教育に関する専門的 事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専 門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

に

改める。

(北海道立教育研究所管理規則の一部改正)

**第2条** 北海道立教育研究所管理規則(昭和44年北海道教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表部の部主査の項の次に次のように加える。

教育専門員	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理するとともに、研究研修主事の育成等に関する事務に従事する。
-------	--

第2条第1項の表課の部主査の項の次に次のように加える。

教育専門員	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理するとともに、研究研修主事の育成等に関する事務に従事する。
-------	--

同項の備考中「主査」の次に「、教育専門員」を加える。

**附 則**

この教育委員会規則は、令和7年4月1日から施行する。

北海道教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

**北海道教育委員会規則第6号**

北海道教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

**第1条** この教育委員会規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号。以下「施行規則」という。)第6条の規定に基づき、北海道教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 施行規則第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他北海道教育委員会が適当と認める者

(会議)

**第3条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

**第4条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第5条** 審査会の庶務は、教職員局教職員課において処理する。

(委任)

**第6条** この教育委員会規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令**

**北海道教育委員会訓令第1号**

庁 中 一 般  
所 管 機 関

北海道教育庁考査監設置規程を廃止する教育委員会訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

北海道教育庁考査監設置規程を廃止する教育委員会訓令  
 北海道教育庁考査監設置規程(平成9年北海道教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

**附 則**

この教育委員会訓令は、令和7年4月1日から施行する。

**共 同 訓 令**

北 海 道  
 北海道教育委員会訓令第1号  
 北海道警察本部

庁 中 一 般  
 部 局

消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和7年3月31日

北 海 道 知 事 鈴 木 直 道  
 北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明  
 北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令  
 消費生活安定会議規程(昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号)  
 の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監」に改める。

第6条第4項中「環境生活部くらし安全局消費者安全課長」を「環境生活部くらし安全局  
 消費生活課長」に改める。

第7条中「環境生活部くらし安全局消費者安全課」を「環境生活部くらし安全局消費生活  
 課」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般  
 所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。  
 令和7年3月31日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令  
 (教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

**第1条** 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を  
 次のように改正する。

別表第1 総務政策局の部総務課の項を次のように改める。

総務課	課長補佐 主幹 総務係 予算係 人事係 会計指導係	4人とする。 総括主査を含む。
(担当課長)	課長補佐 主幹 法制係 訟務係 職員公務管理係	3人とする。
(組織・内部統制室)	課長補佐 組織・内部統制係	

別表第1 総務政策局の部教育政策課の項を次のように改める。

教育政策課	課長補佐	3人とする。
-------	------	--------

	政策企画・教育計画係 定数政策係 広報広聴係	総括主査を含む。
--	------------------------------	----------

別表第1 学校教育局の部 高校教育課の項を次のように改める。

高校教育課	課長補佐 主幹 高校予算係 高校教育指導係 キャリア教育指導係 国際交流係	4人とする。 4人とする。 総括主査を含む。
(高校改革推進室)	課長補佐 高校企画・支援係 高校配置係 学校制度係	3人とする。

別表第1 ICT教育推進局の部 ICT教育推進課の項を次のように改める。

ICT教育推進課	課長補佐 ICT環境支援係 ICT教育指導係	2人とする。 総括主査を含む。
----------	------------------------------	--------------------

別表第2 教育支援課の部を次のように改める。

教育支援課	教育支援係 主査  主査  主査  学校教育指導班 教育専門員  社会教育指導班	研修担当(日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。) 地学協働担当(日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。) 研修・地学協働担当(日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局に限る。)  空知、後志、胆振及びオホーツクの教育局に限る。
-------	--	---

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

**第2条** 北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「担当課長、センター長」を「担当課長、室長、センター長」に改める。

**附 則**

この教育長訓令は、令和7年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第22号**

令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

令和7年3月31日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

北海道採用希望

令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校  
 教員採用候補者選考検査実施要領

北海道教育委員会

出願期間	<p>令和7年(2025年)4月7日(月)～5月1日(木)</p> <p>①Webエントリー送信期限:5月1日(木)17時【受信有効】</p> <p>②出願書類郵送提出期限:5月1日(木)【消印有効】</p>
出願に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本選考検査への申込みは、「①Webエントリー」及び「②出願書類郵送」の両方を行うことで完了となります。</u></li> <li>・ Webエントリー用のエントリーサイトについては、北海道教育委員会教職員局教職員課のホームページ内で <u>令和7年(2025年)4月7日(月)</u> に公開予定です。                    (<a href="https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/185337.html">https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/185337.html</a>)</li> <li>・ 出願書類は、必ず<u>簡易書留</u>で郵送してください。持参提出は受け付けません。</li> <li>・ 出願書類の提出先は、選考区分、受検区分及び受検地によって異なります。</li> <li>・ 出願手続の詳細は、P20～22「10 出願の手続」を御確認ください。</li> </ul>
第1次検査	令和7年(2025年)6月15日(日)
第2次検査	令和7年(2025年)8月1日(金)～3日(日)

○ 第2次検査は、第1次検査に合格した者、特別選考等により第1次検査の全てを免除された者に対して実施します。

北海道ではこのような教員を求めています。

教育者として、強い使命感・倫理観と子どもへの深い教育的愛情を常に持ち続ける教員

教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員

学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員

問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階  
 北海道教育庁教職員局教職員課教員選考検査係  
 TEL 011(204)5726

## 令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校 教員採用候補者選考検査昨年度からの変更点

### 1 一般選考(地域枠)の拡大【拡充】

一般選考(地域枠)について、従来の日高、宗谷、根室、オホーツクに加え、「留萌」を対象地域とします。 →4ページ

### 2 アスリート特別選考の実施【新規】

オリンピック等への出場経験等の実績のあるアスリート人材を対象とした特別選考を新設します。  
なお、教員免許状を所有していない方も受検することができます。 →5ページ

### 3 キャリア・リターン特別選考の実施【改称・拡充】

育児、介護を理由に退職された方を対象に実施していた退職教員特別選考を、退職の理由を問わないこととして「キャリア・リターン特別選考」と改称して実施します。 →8ページ

### 4 ALT特別選考の実施【新規】

道内公立高等学校等における一定期間以上の勤務経験のあるALT(外国語指導助手)を対象とした特別選考を新設します。国籍は問いません。 →9ページ

### 5 小学校教諭特別選考の実施【新規】

小学校以外の免許状を所有している方を対象に、小学校教諭として任用する特別検査を新設します。合格者は、小学校教諭普通免許を取得するまでの間、最長3年間採用を猶予し、その間、小学校助教諭として小学校で臨時的に任用します。 →9ページ

### 6 第1次検査(教養検査)の受検対象者の拡大【新規】

第1次検査のうち教養検査について受検対象者を拡大し、大学3年生等も受検対象者とします。 →10ページ

### 7 中学校・高等学校英語の資格等による免除措置、第1次検査の加点における 資格要件の見直し【拡充】

資格要件を実用英語検定1級相当としていたものを準1級とします。 →13・14ページ

### 8 中学校技術・家庭・美術免許所有者への加点【拡充】

中学校技術・家庭・美術の免許状所有者へ第1次検査において10点加点します。 →15ページ

### 9 社会教育士・社会教育主事講習を修了した者に関する加点【拡充】

社会教育士、社会教育主事資格を有する者へ第1次検査で加点します。 →16ページ

### 10 令和8年度(令和7年度実施)教員採用候補者選考検査「秋選考」の実施【新規】

特別選考(一部を除く。)については、11月にも「秋選考」(道内会場)として実施することとし、年間に複数回の受検機会を設定します。 →26ページ

## 実施要領目次

1	目的	1
2	募集内容	1
3	受検資格	3
4	選考区分	
(1)	一般選考	4
(2)	一般選考(地域枠)	4
(3)	特別選考	
ア	障がい者特別選考	4
イ	スポーツ・芸術特別選考	4
ウ	アスリート特別選考	5
エ	工業・水産特別選考	5
オ	社会人特別選考	5
カ	現職教員特別選考	7
キ	登録辞退者特別選考	7
ク	期限付教員特別選考	7
ケ	キャリア・リターン特別選考	8
コ	教職大学院修了者特別選考	8
サ	セカンドキャリア特別選考 (教育職員免許状取得者対象)	8
シ	セカンドキャリア特別選考 (教育職員免許状非取得者対象)	8
ス	ALT特別選考	9
セ	小学校教諭特別選考	9
(4)	大学3年生等を対象とした選考	10
5	検査の方法及び内容	11
6	資格等による免除措置	13
7	第1次検査の加点	14
8	検査日程	16
9	書類提出先及び検査日程	18
10	出願の手続	20
11	当日の携行品及び留意事項	23
12	選考結果の通知等	23
13	登録及び採用の方法	24
14	留意事項	26
15	給与	26
16	過去問題の取得方法について	26
17	秋選考の実施について	26
18	過去の実施状況	27

## 選考検査実施日程

### ①出願

出願期間

令和7年5月1日(木)まで

Webエントリー  
＋  
出願書類郵送

### ②受検票送付

令和7年6月5日(木)頃

登録メールアドレスへ送付

### ③第1次検査

令和7年6月15日(日)

第1次選考合格公表

令和7年7月18日(金)

### ④第2次検査

令和7年8月1日(金)

から

令和7年8月3日(日)

### ⑤最終結果公表

令和7年9月26日(金)

## 1 目的

この実施要領による検査は、令和8年度(2026年度)採用予定の北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために実施するものです。

## 2 募集内容

### (1) 一般選考

受検区分	教科(科目)・採用予定数	
小学校教諭	350名程度	
中学校教諭	国語(40名程度)、社会(35名程度)、数学(40名程度)、理科(40名程度)、音楽(20名程度)、美術(15名程度)、保健体育(35名程度)、技術(20名程度)、家庭(15名程度)、英語(40名程度)	
高等学校教諭	国語(30名程度)、地理歴史(地理・日本史・世界史あわせて10名程度)、公民(倫理・政治経済あわせて10名程度)、数学(30名程度)、理科(物理・化学・生物・地学あわせて25名程度)、保健体育(20名程度)、音楽(2名程度)、英語(45名程度)、家庭(10名程度)、情報(10名程度)、農業(生産・環境あわせて10名程度)、工業(機械・電気(電子・情報技術を含む。))・建築・土木・工業化学あわせて20名程度、商業(10名程度)、水産(5名程度)、看護(5名程度)、福祉(1名程度)	
特別支援学校教諭	小学部	40名程度
	幼稚部	特別支援学校教諭小学部の区分で受検し、採用候補者名簿に登録となり、採用調整の希望のある者の中から、特別支援学校教諭幼稚部に採用します。
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語あわせて40名程度
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、保健体育、音楽、英語、家庭、情報、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、福祉あわせて40名程度
	自立活動(肢体不自由)	2名程度
養護教諭	40名程度	
栄養教諭	10名程度	

### (2) 一般選考(地域枠)

受検区分	教科(科目)	採用予定数
小学校教諭		15名程度 (一般選考の採用予定数に含まれます。)
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	各教科2～3名程度 (一般選考の採用予定数に含まれます。)

### (3) 特別選考

選考区分	受検区分・教科(科目)	採用予定数
障がい者特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含まれます。
スポーツ・芸術特別選考	一般選考と同様 ※養護教諭及び栄養教諭の区分を除く。	一般選考の採用予定数に含まれます。
アスリート特別選考	中学校教諭 保健体育 高等学校教諭	一般選考の採用予定数に含まれます。
工業・水産特別選考	高等学校教諭 工業(電気通信) 水産(商船)	一般選考の採用予定数に含まれます。
社会人特別選考	高等学校教諭 英語、工業、商業、 水産、水産(商船)、 看護、福祉	各教科1～2名程度 (一般選考の採用予定数に含まれます。)
	特別支援学校教諭 自立活動(肢体不自由)	
現職教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含まれます。
登録辞退者等特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含まれます。
期限付教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含まれます。

選考区分	受検区分・教科(科目)	採用予定数
キャリア・リターン特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含まれます。
教職大学院修了者特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含まれます。
セカンド キャリア 特別選考	教育職員免許状 取得者	一般選考と同様
	教育職員免許状 非取得者	若干名 (一般選考の採用予定数に含まれません。)
A L T 特別選考	中学校教諭 英語 高等学校教諭	一般選考の採用予定数に含まれます。
小学校教諭特別選考	小学校教諭	若干名 (一般選考の採用予定数に含まれません。)

- (注) 1 採用予定数は本要領作成時点のものであり、変更することがあります。
- 2 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の「情報」で出願する者は、採用後、「情報」を主に担当しますが、「情報」以外の所有免許状の授業を担当することがあります。
- 3 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。(小学校教諭特別選考を除く)
- 4 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。
- (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
- ア 教員(教諭、養護教諭又は栄養教諭)以外の職にある者(実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等)で、教員となることを希望する者
  - イ 養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望する者
  - ウ 教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望する者
  - エ 教諭又は養護教諭で、栄養教諭となることを希望する者
- (2) 私立学校、道外の国立大学法人の設置する学校又は道外の公立学校の教員で、北海道の公立学校教員を希望する者
- 5 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。
- 6 「北海道採用希望」と「札幌市採用希望」を重複して出願することはできません。
- 7 選考区分の併願  
出願は、1種類の選考区分の選択とし、出願後の選考区分の変更は認めません。ただし、特別選考の出願後、審査の結果、特別選考の対象とならなかった者に限り、一般選考に変更することを認めます。  
※「小学校教諭特別選考」に限り一般選考(中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭(自立活動を除く))との併願が可能です。

併願できる受検区分の組合せ	併願要件	備考
・小学校教諭 ・小学校教諭以外の校種 (中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭(自立活動を除く))	・一般選考の受検区分「中学校教諭」「高等学校教諭」「特別支援学校教諭」を受検するとともに小学校教諭特別選考を受検する者(小学校教諭普通免許状非取得者)	Webエントリー時に「小との併願希望」の設問で「有」を選択してください。

- 8 受検区分の併願  
出願は、1種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。ただし、次の場合に限り併願を認めます。

併願できる受検区分の組合せ	併願要件	備考
・小学校教諭 ・特別支援学校教諭小学部	・特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状を所有していること(令和8年(2026年)3月31日まで)の取得見込みを含む。)	・併願を希望する場合は、Webエントリー時に「小、中、高と特別支援の併願希望」の設問で「有」を選択してください。 ・併願を希望する場合は、第1次検査で「専門検査(Ⅱ)」を受検してください。 ・一般選考(地域枠)及び各特別選考の受検者は併願できません。
・中学校教諭 ・特別支援学校教諭中学部 (同一教科(科目)に限る。)		
・高等学校教諭 ・特別支援学校教諭高等部 (同一教科(科目)に限る。)		

- 9 小学校又は中学校の特別支援学級の担当を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(Webエントリー時に「希望事項」の設問でその旨を入力してください。)
- 10 高等学校教諭又は特別支援学校教諭高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検する者は、希望する科目を選択してください。
- 11 高等学校教諭を受検する者で、農業の教科を受検する者は、希望する科目を選択してください。
- 12 特別支援学校教諭幼稚部は小学部の受検区分による選考となり、幼稚部のみの選考はありません。

### 3 受検資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者が受検できます。ただし、「アスリート特別選考」、「小学校教諭特別選考」、「社会人特別選考」、「セカンドキャリア特別選考」及び「ALT特別選考」は、(3)を満たしていない者も受検することができます。なお、「大学3年生等を対象とした選考」の受検資格は10ページを御覧ください。

- (1) 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当しない者
  - 【欠格条項】
  - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
    - (※禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は教員等になることができません。ただし、執行猶予の付いた刑については、執行猶予を取り消されることなくその期間を経過することで教員等となる資格を回復します。)
  - イ 教育職員免許状失効又は取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者
  - ウ 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)を志願する場合にあっては、北海道教育委員会により懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者を含む。)
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 次に掲げる受検区分に応じた受検資格を満たす者
  - なお、教育職員免許状取得者については、令和8年(2026年)3月31日までに取得見込みの者を含みます。

受検区分	受検資格	
小学校教諭	小学校教諭の普通免許状取得者	
中学校教諭	受検教科(科目)の中学校教諭の普通免許状取得者	
高等学校教諭	受検教科(科目)の高等学校教諭の普通免許状取得者 ※「情報」を受検する者は、「情報」に加え、高等学校教諭で募集する教科(科目)のうち、いずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。	
特別支援学校教諭	小学部	小学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状取得者
	幼稚部	幼稚園教諭、特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭及び小学校教諭の普通免許状取得者
	中学部	受検教科(科目)の中学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状取得者
	高等部	受検教科(科目)の高等学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状取得者 ※「情報」を受検する者は、「情報」に加え、特別支援学校教諭高等部で募集する教科(科目)のうち、いずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。
自立活動(肢体不自由)	特別支援学校(養護学校)自立活動教諭1種免許状(肢体不自由教育)取得者	
養護教諭	養護教諭の普通免許状取得者	
栄養教諭	栄養教諭の普通免許状取得者	

(注) 「特別支援学校」とは、学校教育法の改正により、障がい種別を超えて一本化された盲・聾・養護学校の総称です。

- (1) 「特別支援学校(盲学校)教諭の普通免許状」とは、視覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (2) 「特別支援学校(聾学校)教諭の普通免許状」とは、聴覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (3) 「特別支援学校(養護学校)教諭の普通免許状」とは、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

**4 選考区分**

**(1) 一般選考**

対象者(資格要件)
受検資格を満たす者であれば、どなたでも受検できます。

**(2) 一般選考(地域枠)**

対象者(資格要件)	留意事項
小学校教諭又は中学校教諭(国語、社会、数学、理科又は英語)の普通免許状取得者で、日高、留萌、宗谷、オホーツク又は根室管内のいずれかに限って勤務できる者 ※原則として採用後4年間は、上記以外の管内で勤務するものとします。	出願時に地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等についてのレポートを提出することを要件として、第1次検査における教養検査を免除します。

**(3) 特別選考**

**ア 障がい者特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者 ・身体障害者手帳 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書 ・精神障害者保健福祉手帳	第1次検査及び第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、申出により、 <u>障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除します。</u> 点字、拡大文字、手話通訳等による受検を希望する者は、Webエントリー時に「障がい者に係る配慮希望事項」の設問でその旨を入力するとともに、身体障害者手帳等の写しを出願時に提出してください。 ○過去の出願・登録状況(北海道分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	7	6	4	登録者数	1	1	0
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	7	6	4										
登録者数	1	1	0										

**イ スポーツ・芸術特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
各受検区分(養護教諭及び栄養教諭を除く。)の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者 ・スポーツの部門において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者 ・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者 ・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できる者 ※同一人につき出願は3回を限度とします。	出願書類により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除します。 ○過去の出願・登録状況(北海道分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	5	1	0	登録者数	4	1	0
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	5	1	0										
登録者数	4	1	0										

**ウ アスリート特別選考**

対象者 (資格要件)	留意事項
<p>中学校教諭 (保健体育)、高等学校教諭 (保健体育) の受検を希望する者で、オリンピック・パラリンピック・デフリンピックに日本代表選手として出場経験のある者</p>	<p>出願書類により受検資格を確認し、第 1 次検査を免除します。第 2 次検査の教科等指導法検査及び実技検査を実施せず、適性検査及び面接検査を実施します。</p> <p>受検する教科の教育職員免許状を取得していない者も受検することが可能ですが、登録後、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得していただくことに加え、オンデマンドによる研修動画の視聴が必要になります。</p>

**エ 工業・水産特別選考**

対象者 (資格要件)	留意事項												
<p>高等学校教諭 (工業) (電気通信)</p> <p>高等学校教諭 工業の普通免許状取得者で、第 1 級又は第 2 級総合無線通信士の免許を取得している者</p> <p>※水産に関する学科を設置する高等学校に採用予定</p>	<p>証明機関の発行する資格証明書 (開封無効)、資格を証明できる書類の写し又は商船免許を取得可能な大学の卒業見込証明書により受検資格を確認し、第 1 次検査の専門検査 (I) を免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況 (北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5 年</th> <th>令和 6 年</th> <th>令和 7 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	出願者数	0	1	0	登録者数	0	0	0
区分		令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年									
出願者数	0	1	0										
登録者数	0	0	0										
<p>高等学校教諭 (水産) (商船)</p> <p>(1) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、1 級、2 級又は 3 級海技士 (航海又は機関) の免許を取得している者</p> <p>(2) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、3 級海技士 (航海又は機関) の免許を取得見込みの者</p> <p>※ 3 級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、採用候補者名簿の登録期間を最大で令和 10 年 (2028 年) 4 月 1 日まで延長することができます。</p>													

**オ 社会人特別選考**

対象者 (資格要件)	留意事項
<p>次のいずれかの条件に該当し、かつ、通訳業務の実務経験が 10 年以上の者</p> <p>1 実用英語技能検定 (公益財団法人日本英語検定協会主催) 1 級取得者</p> <p>2 TOEFL iBT (米国非営利教育団体 Educational Testing Service 主催) 95 点以上取得者 (令和 5 年 (2023 年) 6 月 16 日以降に正規の TOEFL を受検した者に限る。)</p> <p>3 TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W (一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催) 1845 点以上取得者 (令和 5 年 (2023 年) 6 月 16 日以降に公開テスト (国外で受検した場合も同様とする。)) を受検した者に限る。)</p> <p>※ TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W については、TOEIC S&amp;W のスコアを 2.5 倍して合算したスコアとする。</p>	<p>証明機関の発行する資格 (技能) 証明書 (開封無効) 及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格を確認し、第 1 次検査を免除します (受検教科が英語の場合、第 2 次検査の実技検査も免除します。)</p> <p>受検する教科の教育職員免許状を取得していない者も受検することが可能ですが、登録後、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。</p> <p>特別免許状の取得には、次の全ての条件に該当する必要があります。</p> <p>1 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>2 教育職員免許法 (昭和 24 年法</p>
<p>次のいずれかの条件に該当する者</p> <p>1 1 級建築士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が 3 年以上</p> <p>2 技術士 (機械部門、電気電子部門、情報工学部門、建設部門又は化学部門) の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が 3 年以上</p> <p>3 技術士補 (機械部門、電気電子部門、情報工学部門、建設部門)</p>	

	又は化学部門)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が8年以上	律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者 ※特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。
高等学校 教諭 商業	次のいずれかの条件に該当し、かつ、実務の指導的な立場にある者 1 流通ビジネス分野 (1) 金融機関等における金融業務、証券業務又は外国為替業務の実務経験が10年以上 (2) 商品開発、マーケティング又はイベントの企画・立案の実務経験が10年以上 2 国際経済分野 (1) 国内外における外国語を用いて行う商取引業務の実務経験が10年以上 (2) 企業等における法律業務の実務経験が10年以上 3 簿記会計分野 (1) 公認会計士又は税理士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 (2) 会計業務の実務経験が10年以上 4 経営情報分野 (1) 情報処理技術者試験(ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験を除く。)に合格し、かつ、合格後の実務経験が3年以上 (2) コンピュータ業務の実務経験が10年以上	
高等学校 教諭 水産	次のいずれかの条件に該当する者 1 1級船舶機関整備士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 2 4級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が10年以上 3 北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が10年以上 4 水産、商船又は工業(電気通信)の学位を所有し、かつ、学位取得後の関連業務経験が10年以上 5 漁協、水産加工会社、水産試験所等の勤務者で、上記1~4と同等程度の技能等を有し、かつ、実務経験が10年以上	
高等学校 教諭 水産 (商船)	次のいずれかの条件に該当する者 1 1級又は2級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が1年以上 2 3級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が3年以上	
高等学校 教諭 看護	看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として3年以上業務に従事した者	
高等学校 教諭 福祉	看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事した者	
特別支援 学校教諭 自立活動 (肢体不自由)	理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上の者	

**カ 現職教員特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>北海道及び北海道内の市町村以外の者が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は海外日本人学校(文部科学大臣が認定する在外教育施設)に現に勤務する者で、令和8年(2026年)3月31日の時点において、出願しようとする受検区分における正規教員としての勤務が引き続き3年以上となる者</p>	<p>勤務校等の発行する職歴証明書により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>義務教育学校における教職経験は、小学校又は中学校における教職経験として、中等教育学校における教職経験は、中学校又は高等学校における教職経験として申請できます。</p> <p>※正規教員とは、任用期限がなく、北海道における常勤の学校職員と同等の勤務形態(勤務時間は1週間当たり38時間45分を基本とする。)で教員として勤務する者をいいます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	30	33	33	登録者数	23	23	23
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	30	33	33										
登録者数	23	23	23										

**キ 登録辞退者等特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの3年間に実施した北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の採用候補者名簿(北海道分)に登録された者のうち、登録又は採用を辞退した者</p> <p>※登録時と同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)及び採用希望区分(北海道採用希望)に限ります。</p> <p>※必要な免許状を取得できなかった場合や、正当な理由がなく勤務地を限定した場合、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合などにより、採用候補者名簿から削除された者は除きます。</p> <p>※登録辞退者等特別選考に出願できるのは、一度の採用候補者名簿の登録につき一回のみです。</p>	<p>採用候補者名簿への登録状況等により受検資格を確認し、第1次検査及び第2次検査の適性検査、教科等指導法検査、実技検査を免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	3	8	2	登録者数	3	7	1
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	3	8	2										
登録者数	3	7	1										

**ク 期限付教員特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>北海道教育委員会又は北海道内の市町村教育委員会(札幌市を除く。)に期限を付されて任用され、北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務実績がある者(期限付教員、産休代替教員又は育児休業代替教員をいう。)で、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに12月(1日でも勤務した月は1月とみなす。以下同じ。)以上の勤務実績がある者</p> <p>2 令和7年(2025年)4月1日から令和7年(2025年)5月31日までに1月以上の勤務実績がある者</p>	<p>勤務校等の発行する職歴証明書により受検資格を確認し、第1次検査及び第2次検査の実技検査を免除します。</p> <p>なお、職歴証明書は、北海道教育委員会以外の任用により受検資格を満たす者のみ提出が必要です。</p> <p>また、期限付教員とは、北海道における常勤の学校職員と同等の勤務形態(勤務時間は1週間当たり38時間45分を基本とする。)で教員として勤務する者のうち、任用期限の有る者をいいます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>208</td> <td>202</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>92</td> <td>94</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	208	202	313	登録者数	92	94	124
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	208	202	313										
登録者数	92	94	124										

**ケ キャリア・リターン特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>過去に北海道教育委員会が任用する北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員を退職し、次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出願しようとする受検区分における正規教員としての勤務実績が引き続き2年以上となる者</li> <li>2 退職となった事由が解消し、正規職員として勤務できるようになった者</li> <li>3 勸奨を受けて退職した者ではない者</li> </ol>	<p>人事記録により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>出願者は、Web エントリー時に「退職年月日及び退職理由」を入力してください。</p> <p>義務教育学校における教職経験は、小学校又は中学校における教職経験として、中等教育学校における教職経験は、中学校又は高等学校における教職経験として申請できます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(※退職教員特別選考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	3	4	5	登録者数	3	2	4
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	3	4	5										
登録者数	3	2	4										

**コ 教職大学院修了者特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、教職大学院を修了している者又は教職大学院に在学中で令和9年(2027年)3月31日までに修了予定の者</p>	<p>大学の発行する証明書類により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>教職大学院在学中の者が令和9年(2027年)3月31日までに修了できなかった場合は、採用候補者名簿から削除します。</p> <p>教職大学院在学中の者は、教職大学院修了後の採用となります。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>—</td> <td>49</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>—</td> <td>26</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和5年	令和6年	令和7年	出願者数	—	49	39	登録者数	—	26	17
区分	令和5年	令和6年	令和7年										
出願者数	—	49	39										
登録者数	—	26	17										

**サ セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状取得者対象)**

対象者(資格要件)	留意事項
<p>各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、令和7年(2025年)3月31日までに、民間企業等における本採用(正規採用)職員としての勤務経験を3年以上有する者又は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員としての派遣実績を2年以上有する者</p>	<p>勤務先の発行する職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の教養検査を免除します。</p>

**シ セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者対象)**

対象者(資格要件)	留意事項
<p>次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年(2025年)3月31日までに、民間企業等における本採用(正規採用)職員としての勤務経験を3年以上有する者又は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員としての派遣実績を2年以上有する者</li> <li>2 教育職員免許状を取得していない者、かつ、令和8年(2026年)3月31日までに取得見込みがない者</li> </ol>	<p>勤務先の発行する職歴証明書等により受検資格を確認の上、第1次検査の教養検査を免除し、第2次検査の教科等指導法検査及び実技検査を実施せず、論文検査、適性検査及び面接検査を実施します。</p> <p>なお、本検査に合格後、令和8年(2026年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までに、受検区分・教科に応じた教育職員免許状を取得する必要があり、当該免許状取得後の採用となります。(令和10年(2028年)3月31日までに取得できない場合は、名簿から削除します。)</p>

	<p>また、本検査に合格してから採用までの間、指導に係る各種資料の提供や教育免許状取得の進捗状況の確認などのフォローアップを実施します。                  ※取得が必要な教育職員普通免許状は、「3 受検資格」(3)の条件を満たす教育職員免許状です。</p>
--	--

**ス ALT特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項
<p>過去に北海道教育委員会に任用され、北海道内の中等教育学校、高等学校又は特別支援学校においてALT(外国語指導助手)として勤務経験がある者で、次のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ALTとしての勤務経験が通算2年以上あること</li> <li>2 英語を母語又は公用語とする国の出身の者又はそれと同程度の英語能力を有する者</li> <li>3 職務遂行上必要とされる日本語能力を有する者</li> </ol>	<p>受検資格がある者は、第1次検査を免除します。第2次検査において、日本語による面接検査Ⅰ・Ⅱ、実技検査、適性検査を実施します。受検区分は中学校教諭(英語)及び高等学校教諭(英語)になります。</p> <p>英語を母語又は公用語とする国の出身の者以外の者については、各種英語試験スコア証明書の提出が必要です。(CEFR C1相当の英語能力を証明する書類)国籍は不問です。</p> <p>中学校教諭(英語)及び高等学校教諭(英語)の教育職員普通免許状を取得していない者も受検することが可能ですが、登録後、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得する必要があります。</p>

**セ 小学校教諭特別選考**

対象者(資格要件)	留意事項
<p>小学校教諭の普通免許状を取得していない者(中学校教諭、高等学校教諭又は幼稚園教諭の普通免許状取得者)で、小学校での勤務を希望する者。</p>	<p>第1次検査において教養検査を実施し、第2次検査において面接検査Ⅰ・Ⅱを実施します。(適性検査も実施します。)</p> <p>本検査に合格後、令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの間に小学校教諭普通免許状を取得後、正式採用となります。(令和11年(2029年)3月31日までに取得できない場合、名簿から削除します。)</p> <p>なお、本検査合格後、令和8年(2026年)4月1日以降、小学校教諭普通免許状を取得し正規採用されるまでの間、北海道内の公立小学校において期限付小学校助教諭として勤務します。自身の都合により小学校に勤務できない場合、名簿から削除します。</p> <p>※ 免許状の取得についての手続きは各自で行っていただきます。費用についても各自の負担になります。</p> <p><b>【他校種・教科と併願可能】</b>                  出願時、一般選考で小学校教諭以外の受検区分と併願可能です(特別支援学校教諭小学部、特別支援学校教諭自立活動、養護教諭及び栄養教諭を除く。)。併願する校種・教科(科目)の選考に必要な内容の受検が必要です。</p>

**(4) 大学3年生等を対象とした選考**

第1次検査において、大学3年生等を対象に教養検査を実施します。

この検査で一定の基準を満たした者については、令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の第1次検査のうち教養検査を免除します。

募集内容
一般選考で募集している校種等・教科(科目)

- (注) 1 出願は1種類の受検区分・教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。
- 2 令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)に出願する際には、受検区分・教科を変更することが可能です。
- なお、この検査に合格した者は、受検区分・教科を変更した場合であっても、令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)第1次検査のうち教養検査を免除します。

受検資格
必要な免許状は一般選考と同様です。(3ページ参照) 以下の全ての要件を満たす者が申し込みをすることができます。
① 昭和40年(1965年)4月2日以降に生まれた者
② 現在大学3年生等で令和8年度(2026年度)中に卒業見込みの者 ※大学3年生等:大学、大学院、短大、専門学校の最終年次の1年前の年次の者(科目等履修生は含まない)
③ 必要な免許状を令和9年(2027年)3月31日までに取得見込みの者

検査内容・方法
・教養検査(マークシート)を行います。
・検査日程等については後日送付する受検票で確認してください。

## ○ 検査結果の通知等

- 合格者については、令和7年(2025年)7月18日(金)に北海道教育委員会のホームページにおいて、受検番号を掲載します。  
なお、結果通知については、同日に合格者へ発送します。
- この検査に合格した者は、令和8年度に実施する「令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)」を受検する際、第1次検査のうち、教養検査を免除します。(「令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)」第1次検査専門検査を受検する場合は、改めて出願手続きをする必要があります。)
- この検査に不合格となった場合又は受検しない場合であっても、「令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)」を受検することが可能です。

5 検査の方法及び内容

区分	選考区分														第1次検査免除者(注1)	内 容		
	一般選考	特別選考																
	地域枠	大学3年生等	障がい者	スポーツ・芸術	アスリート	工業・水産	社会人(教員免許取得者)	社会人(教員免許非取得者)	現職教員	登録辞退者	期限付教員	キャリア・リターン	教職大学院	セカンドキャリア(教員免許取得者)	セカンドキャリア(教員免許非取得者)	A L T	小学校教諭(特別選考単願者)	
第1次検査	教養検査 (一般・教職) (マークシート式)	○	免除	○	○	免除	免除	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	・一般は自然科学、社会科学及び人文科学について、教職は学校教育関係の法規や教育原理、教育心理、道徳教育について、教員として必要な知識や理解をみる。
	専門検査 (I) (マークシート式) 注2	○	○	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	○	免除	免除	免除	・受検区分、教科別の専門的な知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる。 ・特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校、の教科別及び自立活動(肢体不自由)の専門的な知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる
	専門検査 (II) (マークシート式)	○注3	—	—	○注3	免除	—	—	免除	免除	免除	免除	免除	○注3	免除	—	—	・特別支援学校教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる
	適性検査	○	○	—	○注4	○	○	○	○	○	免除	○	○	○	○	○	○	・質問紙法による性格検査を行う。
	論文検査	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	・800字以内
	教科等指導法検査 (記述式) 注5	○	○	—	○	○	—	○	○	—	○	免除	○	○	○	—	—	・受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭並びに栄養教諭それぞれに応じた指導法についての理解をみる。
第2次検査	面接検査	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・教員としての使命感や倫理観等をみる。	
	実技検査 注6	保健体育 (中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中等部・高等部)							マット運動(倒立、前転、後転、伸膝後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バスケットボール:ドリブル及びシュート、バレーボール:オーバーとアンダーの連続直上トス)、柔道(二つの技(支え釣り込み足、大腰)の打ち込みと投げ及び技に応じた受け身)									
		音楽 (中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中等部・高等部) ※楽譜の持参可 ただし、著作権を侵害するものは不可							【ピアノ演奏】 ・中学校歌唱共通教材のうち、当日指定された1曲の主旋律に平易な伴奏を付ける。 ・はじめに、中学校用教科書に記載されている調で演奏する。 ・次に、検査時に示された調に移調して演奏する。  【歌唱】 ・コールユーブンゲン(第1巻)NO.1~NO.41(原書番号)のうち、当日指定された1曲を歌う。									
		英語 (中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中等部・高等部)							・日常的なことの自由会話と英文を読み、内容について答える。 ※A L T特別選考受検者は場面指導(日本語)及び自由会話(英語)を実施します。									

- (注) 1 令和8年度(2026年度)教員採用候補者選考検査の第1次検査を免除する旨、前年度の選考検査結果の通知時に北海道教育委員会から通知があった者(以下「第1次検査免除者」という。)は、同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)で受検する場合に限り、第1次検査を免除します。
- 2 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の地理歴史、公民、理科及び工業並びに高等学校教諭の農業については、受検科目にかかわらず教科共通問題とし、うち地理歴史、公民及び理科については受検科目により傾斜配点します。
- 3 受検区分が特別支援学校教諭の者(併願者で第2希望の受検区分が特別支援学校教諭の者を含む。)は、「専門検査(Ⅱ)」の受検が必要です。
- 4 障がい者特別選考対象者は、申出により、必要に応じて、「適性検査」を免除します。
- 5 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の地理歴史(日本史・世界史)、公民及び工業並びに高等学校教諭の農業については、受検科目にかかわらず共通問題とします。
- 6 障がい者特別選考対象者は、申出により、必要に応じて、「実技検査」を免除します。  
スポーツ・芸術特別選考対象者及び社会人特別選考対象者(高校・英語)は、技能・実績等の内容に密接に関連する「実技検査」を免除します。  
期限付教員特別選考対象者及び登録辞退者特別選考対象者は、「実技検査」を免除します。  
アスリート特別選考及びセカンドキャリア特別選考(教員免許状非取得者)対象者は、「実技検査」を実施しません。

**6 資格等による免除措置**

次の受検区分・教科(科目)を受検する者で、それぞれ「資格等の内容」欄に掲げるいずれかの資格等を有する者は、申請により「免除となる検査」欄に掲げる検査の免除の措置を受けることができます(「10 出願の手続」参照のこと。)

免除を申請する場合は、資格等による免除申請書を記入の上、証明書類とともに添付書類として提出してください。

なお、「証明書類」欄に掲げる資格を証明する書類により免除を申請した検査が免除となり、令和8年(2026年)3月31日までに当該資格の取得ができなかった場合は、受検すべき検査が未受検となることから、採用候補者名簿の登録を取り消します。

**【一般選考・特別選考共通】**

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類	免除となる検査
全区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者</li> <li>※Webエントリー時に該当の有無を確認しますので、資格等による免除申請書の提出は必要ありません。</li> </ul>	不要	教養検査
中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭 中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)準1級以上取得者</li> <li>TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service 主催)72点以上取得者(令和5年(2023年)6月16日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1560点以上取得者(令和5年(2023年)6月16日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し	専門検査(Ⅰ)及び実技検査(英語)
高等学校教諭及び特別支援学校教諭 高等部の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> <li>※同等以上の資格については、北海道教育委員会までお問い合わせください。</li> </ul>		専門検査(Ⅰ)
高等学校教諭及び特別支援学校教諭 高等部の工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> <li>※同等以上の資格については、北海道教育委員会までお問い合わせください。</li> </ul>		
高等学校教諭及び特別支援学校教諭 高等部の商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>日商簿記検定(日本商工会議所主催)1級合格者又は全経簿記検定(公益社団法人全国経理学校協会主催)上級合格者</li> <li>税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者</li> <li>公認会計士又は税理士の資格取得者</li> <li>情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> <li>※同等以上の資格については、北海道教育委員会までお問い合わせください。</li> </ul>		
高等学校教諭の水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を取得している者</li> <li>3級海技士(航海又は機関)の免許を令和8年(2026年)3月31日までに取得見込みの者</li> </ul>		

## 7 第1次検査の加点

次の受検区分・教科(科目)を受検する者で、それぞれの「資格等の内容」に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により、第1次検査の総合点(満点:教養検査40点、専門検査I100点、専門検査II100点)に加点します。ただし、加点の上限は合計で10点とします(「10 出願の手続」参照のこと)。

なお、「証明書類」欄に掲げる教育職員免許状取得見込証明書により加点申請したものの、当該免許状を取得できなかった場合は、免許状の取得に係る加点が無効となり、採用候補者名簿の登録が取り消される場合があります。

### (1) 英語に関する加点(10点)

※「6 資格等による免除措置」による免除と併せて申請することができます(その場合、証明書類は1部で可。)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部並びに中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許状(中学校、高等学校の英語)</li> <li>※小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部受検者に限る</li> </ul>	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)準1級以上取得者</li> <li>TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service 主催)72点以上取得者(令和5年(2023年)6月16日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1560点以上取得者(令和5年(2023年)6月16日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し

### (2) 理科、数学、保健体育に関する加点(10点)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許状(中学校、高等学校の理科)</li> <li>教育職員免許状(中学校、高等学校の数学)</li> <li>教育職員免許状(中学校、高等学校の保健体育)</li> </ul>	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書

### (3) 海外勤務・留学経験者に関する加点(10点)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部並びに中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>在外教育施設等や海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者</li> <li>海外の大学で2年以上の英語を使用した留学経験のある者</li> </ul>	勤務期間、勤務内容及び英語を使用した勤務であることが明記された証明書 留学期間、留学内容及び英語を使用した留学であることが明記された証明書

### (4) 青年海外協力隊派遣に関する加点(10点)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員として、2年以上の派遣実績を有する者</li> </ul>	青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書

(5) 英語以外の外国語に関する加点(5点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分	・教育職員免許状(中学校又は高等学校の英語以外の外国語)	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書
	・日本語教育機関の告示基準(平成28年(2016年)7月22日出入国在留管理庁策定)第1条第1項第13号の規定に該当する者	
	○大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者	履修証明書及び卒業証明書等
	○大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者	単位修得証明書及び卒業証明書等
	○公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者	合格証明書の写し
	○学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修(文化庁に当該研修について届出し受理された日本語教員養成研修実施機関等が実施する研修)であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者	受講証明書等
○日本語教育機関認定法に基づき、登録日本語教員の登録を受けた者	登録日本語教員登録証の写し	

(6) 複数免許等所有者に関する加点(10点・5点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	加点	証明書類
中学校教諭	・中学校教諭の美術、技術、家庭の教育職員免許状	10点	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書
高等学校教諭	・高等学校教諭の書道、情報、福祉の教育職員免許状	5点	
小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭	・特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の教育職員免許状		
全受検区分 (養護教諭及び 栄養教諭を除く。)	・学校図書館司書教諭の資格を有する者		司書教諭講習修了証書の写し

(注)1 受検区分・教科(科目)以外に「資格等の内容」にある教科の免許状等を所有(教育職員免許状については取得見込みを含む。)する場合は加点の対象となります。

(例:受検区分・教科(科目)が中学校・社会である受検者で、中学校・美術の免許状を所有している場合は加点対象となります。)

2 複数の5点加点の対象免許状及び資格を所有していても、当該区分による加点は5点となります。

(7) ICT活用指導力に関する加点(10点)

※ 「6 資格等による免除措置」による免除と併せて申請することができます(その場合、提出書類は1部で可。)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分 (養護教諭及び 栄養教諭を除く。)	・情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者 ※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し

(8) 社会教育士・社会教育主事講習を修了した者に関する加点(5点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分	次のいずれかに該当する者 ・社会教育主事講習を修了した者 ・社会教育主事養成課程を修了した者(大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位(24単位)を修得した者)	社会教育主事講習の修了証書の写し又は社会教育主事養成課程の単位取得証明書

8 検査日程

(1) 第1次検査 令和7年(2025年)6月15日(日)

ア 一般選考又は障がい者特別選考(令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者以外)

時間	内容	備考
9:30 ~ 10:10	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
10:20 ~ 10:30	検査上の注意・連絡	
10:40 ~ 11:40	教養検査(一般・教職)	
11:40 ~ 12:20	休憩	
12:40 ~ 13:40	専門検査(I)	
13:40 ~ 14:00	休憩	
14:10 ~ 14:50	専門検査(II)	受検区分が特別支援学校教諭(併願者を含む。)の受検者(選考区分等により免除となる者を除く。)

イ 一般選考又は障がい者特別選考(令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者)、一般選考(地域枠)、セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状取得者)

時間	内容	備考
11:40 ~ 12:10	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
12:20 ~ 12:30	検査上の注意・連絡	
12:40 ~ 13:40	専門検査(I)	
13:40 ~ 14:00	休憩	
14:10 ~ 14:50	専門検査(II)	受検区分が特別支援学校教諭(併願者を含む。)の受検者(選考区分等により免除となる者を除く。)

ウ 工業・水産特別選考

時間	内容	備考
9:30 ~ 10:10	受付(入室)	第1次検査免除者又は令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者を除く。
10:20 ~ 10:30	検査上の注意・連絡	
10:40 ~ 11:40	教養検査(一般・教職)	

エ 大学3年生等を対象とした選考、小学校教諭特別選考(単願者)

時間	内容	備考
9:30 ~ 10:10	受付(入室)	
10:20 ~ 10:30	検査上の注意・連絡	
10:40 ~ 11:40	教養検査(一般・教養)	

## (2) 第2次検査

## ア 令和7年(2025年)8月1日(金)

時間	内容	備考
9:00～	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

## イ 令和7年(2025年)8月2日(土)

時間	内容	備考
8:00～8:40	受付(入室)	※社会人特別選考受検者(教育職員免許状非取得者)及びセカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)は「教科等指導法検査」に代えて「論文検査」を実施 ※登録辞退者等特別選考受検者は「面接検査」のみ実施
8:40～9:00	検査上の注意・連絡	
9:00～9:30	適性検査	
9:50～10:50	教科等指導法検査	
11:30～	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

## ウ 令和7年(2025年)8月3日(日)

時間	内容	備考
9:00～	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

(注)1 第2次検査の受検日は、原則2日間となります。指定された日程の変更は認めません。

2 出願状況により、日程及び会場を変更する場合があります。

**遅刻・欠席の取扱い**

ア 遅刻した場合は受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 検査を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

**その他**

ア 第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考、アスリート特別選考、社会人特別選考、現職教員特別選考、登録辞退者等特別選考、期限付教員特別選考、ALT特別選考、キャリア・リターン特別選考、セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)及び教職大学院修了者特別選考の受検者並びに第1次検査免除者について実施します。

イ 指定された検査日に健康上の理由で医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。

ウ 実技検査の保健体育については、検査実施当日「熱中症警戒アラート」が発令された際には、日程の途中であってもその時点で検査を中止します。

9 書類提出先及び検査会場

(1) 書類提出先及び第1次検査会場

受検地	選考区分・受検区分	書類提出先	第1次検査会場及び所在地
札幌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・中学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養教諭</li> </ul>	北海道教育庁石狩教育局 〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階 TEL 011-204-5871	【選考区分・受検区分】 ・小学校教諭 ・高等学校教諭 ・特別選考受検者 (第1次検査が全て免除となる者を除く)  【会場】 北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教諭</li> <li>・特別選考 (注3参照)</li> <li>・第1次検査免除者 (注3参照)</li> <li>・大学3年生等を対象とした選考 (注3参照)</li> </ul>	北海道教育庁教職員局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 TEL 011-204-5726	【選考区分・受検区分】 ・中学校教諭 ・特別支援学校教諭 ・養護教諭 ・栄養教諭  【会場】 北海道札幌月寒高等学校 札幌市豊平区月寒東1条3丁目1-1 (地下鉄東豊線月寒中央駅0.8km)
函館		北海道教育庁渡島教育局 〒041-8557 函館市美原4丁目6-16 TEL 0138-47-9580	北海道函館工業高等学校 函館市川原町5-13 (JR函館駅4.8km)
岩見沢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・中学校教諭</li> <li>・高等学校教諭</li> </ul>	北海道教育庁空知教育局 〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0133	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
旭川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校教諭</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養教諭</li> </ul>	北海道教育庁上川教育局 〒079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 TEL 0166-46-4946	北海道旭川西高等学校 旭川市川端町5条9丁目1-8 (JR旭川駅4.0km)
釧路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別選考 (注3参照)</li> <li>・大学3年生等を対象とした選考 (注3参照)</li> </ul>	北海道教育庁釧路教育局 〒085-0835 釧路市浦見2丁目1-1 TEL 0154-43-9273	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km)
東京		北海道教育庁教職員局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 TEL 011-204-5726	未定(決定次第、北海道教育委員会のホームページにて公表します。)
大阪			

- (注) 1 第1次検査の志願状況によっては、受検地及び検査会場を変更する場合があります。検査会場は、受検票に記載してお知らせしますので注意してください。
- 2 併願者の検査会場は、原則として第1希望の受検区分による会場となりますが、出願状況により変更する場合がありますので、受検票を確認し、誤りのないようにしてください。
- 3 特別選考の出願者、第1次検査免除者及び大学3年生等を対象とした選考については、受検地にかかわらず、出願書類を北海道教育庁教職員局教職員課へ提出してください。

## (2) 第2次検査会場(予定)

受検地	選考区分・受検区分	第2次検査会場及び所在地
札幌・ 岩見沢	・小学校教諭 ・中学校教諭 (注3参照) ・高等学校教諭 (注3参照) ・特別支援学校教諭 (注3参照) ・養護教諭 ・栄養教諭 ・特別選考 (注3参照)	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
		北海道札幌西高等学校 札幌市中央区宮の森4条8丁目1 (地下鉄東西線西28丁目駅1.3km)
		北海道大麻高等学校 江別市大麻ひかり町2-2 (JR森林公園駅1.3km)
		北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
		北海道函館中部高等学校 函館市時任町11-3 (JR函館駅2.3km)
函館		北海道旭川永嶺高等学校 旭川市永山町3丁目102 (JR南永山駅0.7km)
旭川		北海道釧路江南高等学校 釧路市光陽町24-17 (JR釧路駅3.0km)
釧路		

- (注) 1 第2次検査会場は、Webエントリー時に入力された受検地の希望を考慮し決定します。受検者数によっては、第1希望の検査会場とならない場合もあります。
- 2 第2次検査会場は、第2次検査受検票で検査会場を指定しますので、送付された受検票を必ず確認し、誤りのないようにしてください。
- 3 受検区分及び受検教科が、中学校(体育)、高等学校(体育)、特別支援学校中学部(体育)又は特別支援学校(体育)の受検者で実技検査がある者の第2次検査地は、札幌・岩見沢になります。

10 出願の手続

(1) 出願方法

出願の手続は、「①Web エントリー」及び「②出願書類郵送」の両方を行うことで完了となります。

①Web エントリー	北海道教育委員会 Web サイト内の「教職員局教職員課のホームページ」からエントリーサイトにアクセスして、必要情報を入力し、送信してください。
②出願書類郵送	願書及びエントリーシートをともに印刷し、所定の事項を自筆で記入した上、願書に写真を貼付し、添付書類とともに、 <b>簡易書留で郵送</b> してください。持参提出は受け付けません。

【提出書類】

選考区分等	提出書類	注意事項
出願者全員	エントリーシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査エントリーシート、願書作成等について(Web サイト内に掲載)」に従って作成し、提出してください。</li> <li>願書に貼付する写真は、後日、同じ写真を第1次検査及び第2次検査の受検票に貼付する必要があるため、注意してください。</li> </ul>
	願書	
一般選考(地域枠)	レポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題、様式等を北海道教育委員会のホームページからダウンロードして作成の上、提出してください。</li> </ul>
障がい者特別選考	身体障害者手帳等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>写しを提出するとともに、<u>第1次検査時に手帳等の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u></li> </ul>
スポーツ・芸術特別選考	新聞記事、表彰状等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web エントリー時に「学校における教育実習以外の体験実習～」の設問で顕著な技能・実績等の概要及び現在の活動状況を入力の上、その証明になる新聞記事や表彰状の写しに加え、団体競技については、表彰された競技の出場メンバーやその役割が分かる名簿等の写しを提出してください。</li> <li>当該選考の受検者として第1次検査を免除された者は、<u>第2次検査時に当該資料の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u></li> </ul>
アスリート特別選考		
工業・水産特別選考	証明機関の発行する資格証明書(開封無効)、資格を証明できる書類の写し又は高船免許を取得可能な大学の卒業見込証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>資格を証明できる書類の写しを提出した場合は、第2次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u></li> </ul>
上記以外の添付書類	①証明機関の発行する資格(技能)証明書(開封無効)又は資格(技能)を証明できる書類の写し ②職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください。</li> <li>①の書類の写しを提出した場合は、<u>第2次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u></li> <li>実務経験年数を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。</li> <li>社会人、実務経験者、専門家としての実務経験内容・期間・資格(技能)取得状況等はWeb エントリー時に「資格や特技等」及び「職歴」の設問で入力してください。</li> </ul>
現職教員特別選考	職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、勤務校等の証明を受けて提出してください。</li> </ul>
登録辞退者等特別選考	職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録又は採用辞退後の職歴を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。</li> </ul>
期限付教員特別選考	職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道教育委員会以外の任用により受検資格を満たす者のみ提出してください(期限付教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、勤務校等の証明を受けて提出してください。)</li> </ul>
教職大学院修了者特別選考	大学の発行する証明書(修了証明書又は在学証明書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職大学院修了者は修了証明書を、教職大学院在学者は在学証明書を提出してください。</li> </ul>

選考区分等	提出書類	注意事項
上記以外の添付書類	セカンドキャリア特別選考	職歴証明書又は青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書 ・民間企業等での職歴を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。 ・青年海外協力隊の隊員としての派遣実績を有する者は、青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書を提出してください。 ※「7 第1次検査の加点」(4)青年海外協力隊派遣に関する加点と併せて申請する場合、証明書類は1部で可。
	A L T 特別選考	英語を母語又は公用語とする国の出身の者以外の者については、各種英語試験スコア証明書 ・有効期間内の資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し
	第1次検査免除者	前年度の教員採用候補者選考検査結果通知書の写し ・令和6年度(2024年度)に実施した令和7年度(2025年度)北海道公立学校教員採用候補者選考検査の結果通知書の写しを添付してください。
	資格等による免除申請者	①資格等による免除申請書 ②「6 資格等による免除措置」の「提出書類」欄に掲げる書類の原本又は写し ・①及び②を提出してください(令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格による免除申請者を除く。) ・①の書類の様式は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。
	第1次検査の加点申請者	①加点申請書 ②「7 第1次検査の加点」の「提出書類」欄に掲げる書類の原本又は写し ・①及び②を提出してください。 ・①の書類の様式は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。

(注) 第1次検査の全てを免除される者のうち、第2次検査における英語の実技検査の免除を希望する者は「6 資格等による免除措置」に掲げる書類を提出してください。

**(2) 出願受付期間**

出願方法	出願期間	備考
Web エントリー及び出願書類郵送(簡易書留)	令和7年(2025年)4月7日(月)から 令和7年(2025年)5月1日(木)まで	・Web エントリーの送信期限 令和7年(2025年)5月1日(木)17時 【17時までに正常に受信したもののみ有効】 ・出願書類の提出期限 令和7年(2025年)5月1日(木)【消印有効】

(注) 1 提出出願書類に不備があるものや、受付期間終了後に提出された出願書類は受け付けません。  
また、受理した書類は返却しません。  
2 書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。  
3 メール便等の託送では受け付けません。

**(3) 出願書類の提出先**

「9(1) 書類提出先及び第1次検査会場」に記載の書類提出先へ簡易書留で郵送してください。

**(4) 受検票の交付等**

第1次検査受検票は、令和7年(2025年)6月5日(木)頃に到着するよう Web エントリーの利用者登録(ID登録)を行ったメールアドレスへ送信します。メールの受信が確認できない場合は書類の提出先に問い合わせてください。

なお、第1次検査受検票は次の通知を兼ねます。

- ア 一般選考(地域枠)出願者については、教養検査免除の確認結果通知を兼ねます。
- イ 第1次検査免除者については、当該免除の可否に関する確認結果通知を兼ねます。
- ウ スポーツ・芸術特別選考、アスリート特別選考、工業・水産特別選考、社会人特別選考、現職教員特別選考、登録辞退者等特別選考、期限付教員特別選考、キャリア・リターン特別選考、教職大学院修了者特別選考、セカンドキャリア特別選考、A L T 特別選考及び小学校教諭特別選考の出願者については、特別選考の受検資格の有無に関する結果通知を兼ねます。

また、第2次検査受検票は、第1次検査の結果通知日(令和7年(2025年)7月18日(金))に、受検者へ発送します。

**(5) その他**

- ア 障がいがある方については、障がい者特別選考の出願者に限らず、点字や拡大文字、手話通訳による受検など、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。検査会場において配慮を必要とする方は、Web エントリー時に「障がい者に係る配慮希望事項」の設問でその旨を入力するとともに、出願時に書類の提出先に連絡してください。
- イ 書類に入力・記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北海道条例第33号)、個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則(令和5年北海道教育委員会規則第9号)及び教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)等に基づき適切に管理し、令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査、当該選考検査実施に関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には使用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。

**11 当日の携行品及び留意事項**

選考区分・受検区分等		持参するもの
第1次検査	受検者全員	第1次検査受検票、筆記用具(マークシート用にHBの鉛筆又はシャープペンシルとプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋
	高等学校教諭 農業(生産・環境) 特別支援学校教諭高等部 農業(生産)	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のみのものに限る。) ※ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
	高等学校教諭 商業 特別支援学校教諭高等部 商業	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のみのものに限る。)又はそろばん※ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
第2次検査	受検者全員	第2次検査受検票、筆記用具(適性検査及び教科等指導法検査用にHBの鉛筆又はシャープペンシルとプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋
	中学校教諭 保健体育 高等学校教諭 保健体育 特別支援学校教諭中学部・高等部 保健体育	運動着、運動靴、柔道着、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類(受検番号及び氏名を明記すること。)、飲用水を含む暑さ対策となるもの
	中学校教諭 美術 特別支援学校教諭中学部 美術	B~4Bの鉛筆数本

- (注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。  
 2 ごみは、各自で持ち帰ってください。  
 3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク、自転車等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。  
 4 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎(タクシーを含む。)のための路上駐車は迷惑となるので、厳禁とします。  
 5 携帯電話やスマートウォッチ等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。  
 6 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。

**12 選考結果の通知等**

**(1) 選考結果の通知**

- ア 第1次検査の合格者については、令和7年(2025年)7月18日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。  
 なお、第1次検査の結果通知については、同日に合格者へ発送します。  
 イ 採用候補者名簿に登録する者については、令和7年(2025年)9月26日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。  
 なお、第2次検査の結果通知については、同日に登録者へ発送します。  
 ウ 検査を欠席した場合は、合否判定の対象となりません。  
 エ 出願後、採用候補者名簿に登録するまでの間に受検資格を欠いていることが判明した場合は、選考の対象となりません。  
 オ 第1次検査に合格し、登録とならなかった者で、一定水準の成績を取得した場合には、令和8年度(2026年度)に実施する「令和9年度(2027年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」で同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)及び採用希望区分(北海道採用希望)で受検する場合に限り、第1次検査を免除します。

**(2) 選考結果の情報提供・開示請求**

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、選考結果の情報提供・開示請求をすることができます。詳細については、検査ごとにホームページでお知らせします。

### 13 登録及び採用の方法

#### (1) 登録の方法

選考の合格者は北海道の採用候補者名簿に登録します。ただし、高等学校教諭は北海道と札幌市が共同で登録します。

ア 期附付教員特別選考の登録に当たっては、各検査評価、北海道学校職員人事評価制度による令和6年度(2024年度)に係る能力評価又は勤務状況等証明書及び令和7年度(2025年度)に勤務実績がある学校の校長の意見書に基づき、総合的に判断します。

なお、受検者が勤務先の校長及び市町村教育委員会に能力評価や意見書等の提出を求める必要はありません。

イ ALT特別選考の登録に当たっては、直近に勤務実績のある学校長が作成する「勤務状況等調書」及び外国語指導助手人事評価要領に基づく人事評価を踏まえ総合的に判断します。なお、受検者が勤務経験のある学校等へ勤務状況等調書及び人事評価記録の提出を求める必要はありません。

ウ 高等学校の一部の教科(科目)及び特別支援学校の中学部、高等部についての登録は、受検区分にかかわらず次のとおりとします。

受検区分		受検教科(科目)	登録区分
高等学校教諭		地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)	地理歴史公民
		理科(物理・化学・生物・地学)	理科
		農業(生産・環境)	農業
		工業(機械・電気(電子・情報技術を含む。))・建築・土木・工業化学)	工業
特別支援学校教諭	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中学部
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、保健体育、音楽、英語、家庭、情報、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、福祉	高等部

エ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

(ア) 「登録A」は、令和8年(2026年)4月1日付けで採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、令和8年(2026年)4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

※ 令和7年度(2025年度)中途に欠員が生じた場合など、令和8年(2026年)3月31日以前に採用することもあります。

オ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として令和9年(2027年)4月1日までです。

なお、国内外の大学院に進学する場合、短期大学を卒業し国内外の大学に編入する場合又は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員として参加する場合は、本人の申出により登録期間を原則1年間延長することができます。

工業・水産特別選考の水産(商船)の登録者については、3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和10年(2028年)4月1日まで延長することができます。ただし、登録期間内に3級海技士の資格を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)の登録者については、教育職員免許状を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和10年(2028年)4月1日まで延長することができます。ただし、令和10年(2028年)3月31日までに登録教科の教育職員免許状を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

カ 小学校特別選考の登録者については、小学校教諭免許状を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和11年(2029年)4月1日まで延長することができます。ただし、登録期間内に小学校教諭免許状を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

キ 出願した受検区分又は教科(科目)で合格とならなかった者の中から、所有免許状等により、他の区分の学校又は教科(科目)での合格とし、採用候補者名簿に登録する場合があります。

#### (2) 採用の方法

ア 採用は、「登録A」で登録された者、「登録B」で登録された者の順に行います。

「登録A」は、令和8年(2026年)4月1日付けの採用を予定しています。

「登録B」は、原則、令和8年(2026年)4月1日付けの採用を予定していますが、令和8年(2026年)4月2日付け以降の採用となる場合があります。

なお、「登録A」、「登録B」とも、正規教員としての採用です。

イ 受検区分又は教科(科目)等ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の希望の有無により、登録した区分以外の学校又は教科(科目)等に採用する場合があります。

ウ 採用に当たっては、令和8年(2026年)1月～2月の間に、北海道が指示する健康診断を受診する必要があります(令和7年(2025年)12月中に受診案内を送付します)。

エ 社会人特別選考、アスリート特別選考、ALT特別選考の受検者のうち教育職員免許状非取得者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

オ 教員として勤務を行うに当たっては、所持している免許状が「有効な状態にある」必要があります。仮に、所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、採用日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。

(参考)「北海道教育委員会のホームページ」トップ→「よく見られるページ」「教員免許」→「4 再授与申請(免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許の再授与申請手続)」

カ 採用候補者名簿登録期間中に次の事項に該当する場合は、原則、名簿から削除します。

(ア) 令和8年(2026年)3月31日までに登録教科の免許状を取得できない場合や、登録教科の免許状の効力が有効でない場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定することや、採用調整を拒否した場合

(ウ) 受検資格を欠いていることが明らかになった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

キ 受検区分の併願者が第2希望の受検区分で登録された場合は、第2希望の学校種で採用し、原則として、当該学校種間で異動することとなりますので、併願の希望に当たっては十分留意してください。

なお、採用後、希望により他の学校種へ異動できる場合があります。

### 14 留意事項

- (1) 出願後に改姓・改名した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- (2) 書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、Web エントリー時には確実に連絡が取れる電話番号を入力してください。
- (3) 教員採用候補者選考検査に関する問合せ及び連絡先は次のとおりです。

〒060-8544  
 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階  
 北海道教育庁教職員局教職員課  
 TEL 011-204-5726

### 15 給与(参考 令和7年(2025年)4月1日予定)

- (1) 初任給(給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

区分	小・中学校	高等学校	特別支援学校
大学院卒	275,484	275,484	286,584
大学卒	258,652	258,652	269,735
短大卒	236,620	233,188	243,187

※ 上記の初任給は、令和7年(2025年)4月1日採用の新規学卒者のもの(予定)であり、採用時には変更になっている場合があります。

また、初任給は北海道の制度に基づき、採用前の学歴や経歴等を考慮の上、決定されます。

- (2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

なお、へき地学校等に勤務する者には、へき地手当(給料及び扶養手当の合計額の4%~25%)及びへき地手当に準ずる手当(給料及び扶養手当の合計額の4%以内)が支給されます。

- (3) 60歳に達した職員の給与

60歳に達した日後の最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の月額7割が支給されます。

### 16 過去問題の取得方法について

北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査に係る過去の検査問題については、次のとおり公開しています。

場 所	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階 TEL:011-204-5222
利用時間	平日8時45分から17時00分まで
公開対象 検査問題	・第1次検査問題(教養検査、専門検査I、専門検査II、論文検査) ・第2次検査問題(教科等指導法検査、実技検査(音楽、英語)、論文検査(ほか))
そ の 他	閲覧は無料。写しの交付については複写料金1枚10円が必要(白黒)

### 17 秋選考の実施について

令和7年(2025年)11月16日(日)札幌市内等の会場において令和8年度(2026年度)北海道公立学校教員採用候補者選考検査秋選考の実施を予定しています。

採用予定数等の詳細は令和7年(2025年)10月以降に公表する実施要領に記載予定です。

受検区分	実施選考区分	受検資格	結果公表予定日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・高等学校教諭 英語、工業、商業、水産、看護、福祉</li> <li>・特別支援学校教諭 自立支援(肢体不自由)</li> <li>・その他必要とする 校種・教科(科目) ※後日公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選考</li> <li>・特別選考                             <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・芸術特別選考</li> <li>アスリート特別選考</li> <li>社会人特別選考</li> <li>現職教員特別選考</li> <li>登録辞退者特別選考</li> <li>期限付教員特別選考</li> <li>キャリア・リターン特別選考</li> <li>ALT特別選考</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般選考 令和8年度(2025年度)北海道</li> <li>・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)第1次検査に合格した者で第2次検査の適性検査、教科等指導法検査、面接検査及び実技検査のいずれか又は全て受検しなかったもの。</li> <li>・特別選考 本実施要領の受検資格による</li> </ul>	令和7年(2025年)12月末頃

18 過去の実施状況

北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の出願者数と登録者数の状況 ※北海道採用希望分

(特別選考及び追加選考の出願者数を含む。)

区分	令和5年度(2023年度)				令和6年度(2024年度)				令和7年度(2025年度)				
	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	
小学校	650 (9)	629 (9)	483 (7)	1.3 (1.3)	677 (7)	650 (7)	426 (4)	1.6 (1.8)	469 (4)	464 (4)	359 (2)	1.3 (2.0)	
中学校	国語	82	77	28	2.9	94	82	50	1.9	72	68	40	1.8
	社会	187	90	20	9.4	227	97	41	5.5	194	178	45	4.3
	数学	114	72	28	4.1	135	105	38	3.6	89	85	61	1.5
	理科	88	86	51	1.7	77	72	36	2.1	69	61	38	1.8
	音楽	54	53	29	1.9	51	50	21	2.4	50	49	27	1.9
	美術	19	19	17	1.1	38	37	20	1.9	28	28	15	1.9
	保健体育	200	107	21	9.5	234	106	31	7.5	192	169	43	4.5
	技術	8	8	5	1.6	8	8	6	1.3	8	7	4	2.0
	家庭	22	21	15	1.5	17	16	9	1.9	17	15	9	1.9
	英語	91	91	40	2.3	91	86	52	1.8	74	68	45	1.6
小計	865 (17)	624 (17)	254 (10)	3.4 (1.7)	972 (25)	659 (24)	304 (12)	3.2 (2.1)	793 (9)	727 (8)	327 (5)	2.4 (1.8)	
高等学校	国語	58	48	31	1.9	58	54	32	1.8	42	42	31	1.4
	地理歴史	94	60	36	4.3	75	57	24	5.8	65	52	55	1.2
	公民	62	43			64	36			57	54		
	数学	91	73	29	3.1	79	70	47	1.7	58	53	36	1.6
	理科	69	62	34	2.0	58	52	26	2.2	38	36	28	1.4
	保健体育	135	75	26	5.2	125	81	16	7.8	136	112	34	4.0
	音楽	25	12	6	4.2	16	11	2	8.0	14	12	1	14.0
	英語	57	51	36	1.6	50	47	25	2.0	40	36	20	2.0
	家庭	15	12	3	5.0	9	7	6	1.5	8	4	4	2.0
	情報	15	6	3	5.0	10	10	7	1.4	15	15	11	1.4
	農業	22	21	6	3.7	21	19	13	1.6	26	19	10	2.6
	工業	27	27	14	1.9	23	22	13	1.8	20	15	12	1.7
	商業	38	21	5	7.6	37	25	5	7.4	26	25	7	3.7
	水産	3	2	1	3.0	4	4	3	1.3	2	1	1	2.0
	水産(商船)	-	-	-	-	1	0	0	0.0	2	2	2	1.0
看護	1	1	1	1.0	1	1	1	1.0	3	3	3	1.0	
福祉	2	2	0	0.0	6	6	5	1.2	2	2	1	2.0	
小計	714	516	231	3.1	637	502	225	2.8	545	479	256	2.1	
特別支援学校	小学部	60	54	26	2.3	66	61	25	2.6	51	49	28	1.8
	中・高等部	142	134	98	1.4	137	132	71	1.9	131	125	67	2.0
	小計	202	188	124	1.6	203	193	96	1.6	182	174	95	1.9
	自立活動	2	2	1	2.0	4	3	1	4.0	2	2	2	1.0
	医療	1	1	1	1.0	2	2	2	1.0	0	0	0	-
計	205	191	126	1.6	209	198	99	2.1	184	176	97	1.9	
養護教諭	311	271	181	1.7	388	264	122	3.2	367	312	132	2.8	
栄養教諭	71	64	34	2.1	81	74	18	4.5	80	69	17	4.7	
合計	2,682	2,217	1,309	2.0	2,817	2,228	1,194	2.4	2,349	2,233	1,188	2.0	

※ 小学校及び中学校の( )内は地域枠で内数

※ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の「出願者」及び「1次合格者」については、一般選考における併願者を第1希望区分及び第2希望区分それぞれに重複計上。なお、「合計」は実人員。